



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第149号 令和2年1月7日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
2	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
3	同	同
4	道路の区域を変更する件	道路整備課
5	同	同
6	道路の供用を開始する件	同

【教育委員会規則】

番号	表題	担当課名
1	徳島県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の任用等に関する規則	
2	徳島県教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則	
3	徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則	

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
1	政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示	
2	政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示	

【海区漁業調整委員会指示】

番号	表	題	担当課名
1		殻長10センチメートル以下のあわび（くるあわびを除く。）の採補を禁止する件	

徳島県告示第二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和二年一月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 調達物品等及び予定数量
徳島県万代庁舎で使用する電気
- 2 調達期間における予定使用電力量の合計 三、二六一、九〇〇キロワットアワー
調達物品等の特質等
仕様書による。
- 3 契約期間
令和二年二月二十八日から令和三年三月三十一日まで
- 4 調達期間
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
- 5 需要場所
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県万代庁舎

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、1から8までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- 6 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 7 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に

関し、入札説明書に掲げる条件を満たす者であること。

8 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

2 入札説明書及び仕様書の交付期間及び方法

(一) 期間

令和二年一月七日（火曜日）午前九時から同年二月二十一日（金曜日）午後五時まで

(二) 方法

徳島県ホームページにおいて無料で交付する。

3 事前に提出する書類の提出方法等

(一) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格の確認を受けるため、次に掲げる書類を(三)に掲げる提出場所に持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。以下同じ。）とし、提出期間内に必着のこと。）により提出すること

(1) 入札参加資格確認票

(2) 二酸化炭素排出係数等適合証明書

(3) 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

(二) 提出期間

令和二年一月七日（火曜日）から同月二十九日（水曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(三) 提出場所

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

(四) 提出部数

一部とする。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

令和二年二月二十五日（火曜日）午後二時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の提出期間及び宛先

(1) 提出期間

令和二年二月四日（火曜日）から同月二十一日（金曜日）までに必着のこと。
宛先

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

5 入札方法

(一) 入札書記載金額は、調達期間の電気料金の総価とすること。

(二) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額（税抜）が一致しない者は失格とする。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札
(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「徳島県万代庁舎で使用する電気の入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名押印のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

(八) 明らかに連合によるものと認められる入札

(九) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

四 契約手続に関する事項

1 契約書作成の要否

要

2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

徳島市万代町一丁目一番地

- 3 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

五 その他

- 1 詳細は、入札説明書による。
- 2 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額され、又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。この場合において、徳島県は、当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

- 3 問合せ先

郵便番号七七〇 八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当（電話〇八八 六二二 一〇六四）

六 Summary

- 1 Nature and quantity of the products being purchased
Amount of electricity that will be used
by Tokushima Prefectural Government Office.
Estimated amount of Electric Power : 3,261,900kWh
- 2 Period for the Submission of Tenders
Hand delivered submissions: February 25, 2020 by 2:00 p.m.
Submissions by mail: Must be delivered between February 4, 2020-
February 21, 2020.
- 3 For further information, please send all enquiries to the following address
Tokushima Prefectural Government
Property Management Division, Management Strategies Department
1-1 Bandai-cho, Tokushima City 770-8570
Tel: 088-621-2064

徳島県告示第三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和二年一月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 調達物品等及び予定数量
徳島県六合同庁舎で使用する電気
- 2 調達期間における予定使用電力量の合計 一、八五四、六〇〇キロワットアワー
仕様書による。
- 3 契約期間
令和二年二月二十八日から令和三年三月三十一日まで
- 4 調達期間
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
- 5 需要場所

施設名	所在地
徳島合同庁舎	徳島市新蔵町一丁目六七
吉野川合同庁舎	吉野川市川島町宮島七三六一
南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷四六
同 美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁才天一七番地一
西部総合県民局美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三
同 三好庁舎	三好市池田町マチ一四一五番地

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、1から8までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立て又は破産法

(平成十六年法律第七十五号)に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- 6 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 7 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書に掲げる条件を満たす者であること。
- 8 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

- 2 入札説明書及び仕様書の交付期間及び方法

- (一) 期間

令和二年一月七日(火曜日)午前九時から同年二月二十一日(金曜日)午後五時まで

- (二) 方法

徳島県ホームページにおいて無料で交付する。

- 3 事前に提出する書類の提出方法等

- (一) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格の確認を受けるため、次に掲げる書類を(三)に掲げる提出場所に持参又は郵送(郵送による場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。以下同じ。))とし、提出期間内に必着のこと。()により提出すること。

(1) 入札参加資格確認票

(2) 二酸化炭素排出係数等適合証明書

(3) 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

- (二) 提出期間

令和二年一月七日(火曜日)から同月二十九日(水曜日)まで(県の休日(徳島県の休日)を定める条例(平成元年徳島県条例第三号)第一条第一項各号に掲げる日をいう。))を除く。()の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。))

- (三) 提出場所

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

- (四) 提出部数

一部とする。

- 4 入札及び開札の日時及び場所

- (一) 日時

令和二年二月二十五日(火曜日)午後二時三十分

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の提出期間及び宛先

(1) 提出期間

令和二年二月四日（火曜日）から同月二十一日（金曜日）までに必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

5 入札方法

(一) 入札書記載金額は、調達期間の電気料金の総価とすること。

(二) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札保証金及び契約保証金
免除

7 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額（税抜）が一致しない者は失格とする。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「徳島県六合同庁舎で使用する電気の入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名押印のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) 明らかに連合によるものと認められる入札

(九) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

四 契約手続に関する事項

- 1 契約書作成の要否
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当
徳島市万代町一丁目一番地
- 3 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

五 その他

- 1 詳細は、入札説明書による。
- 2 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づき長期継続契約である。次年度以降の予算が減額され、又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。この場合において、徳島県は、当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

3 問合せ先

郵便番号 770-8570 徳島市万代町一丁目一番地
徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当（電話〇八八 六二二 一〇六四）

六 Summary

- 1 Nature and quantity of the products being purchased
Amount of electricity that will be used
by the 6 Common Buildings of the Tokushima Prefectural Government Office.
Estimated amount of Electric Power : 1,854,600kWh
- 2 Period for the Submission of Tenders
Hand delivered submissions: February 25, 2020 by 2:30 p.m.
Submissions by mail: Must be delivered between February 4, 2020-
February 21, 2020.
- 3 For further information, please send all enquiries to the following address
Tokushima Prefectural Government
Property Management Division, Management Strategies Department
1-1 Bandai-cho, Tokushima City 770-8570
Tel: 088-621-2064

徳島県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和二年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年一月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 6 7	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
		白地州津	三好市池田町西山穴漬四 一九〇番八地先から 同 一九〇番一三地先まで 四	新	八・六〽一四・五	九九・四
				旧	五・四〽一〇・九	九九・四

徳島県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和二年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年一月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 7 1	整理 番号	路線名 栗山殿野	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			三好市山城町栗山字志毛 屋敷九一番一〇地先	新	六・一〇八・三	九・六
			同	旧	六・一〇七・八	九・六

徳島県告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和二年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年一月七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

2 6 7	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		白地州津	三好市池田町西山六濱四一九 ○番八地先から 同 四一九 ○番一三地先まで	九九・四	令和二年一月七日

徳島県教育委員会規則第一号

徳島県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の使用等に関する規則を次のように定める。

令和二年一月七日

徳島県教育委員会教育長 美 馬 持 仁

徳島県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の使用等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下単に「会計年度任用職員」という。))の使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第二条 この規則は、徳島県教育委員会(以下「教育委員会」という。)(の任命に係る会計年度任用職員に適用する。

(職の区分及び職務の内容)

第三条 会計年度任用職員の使用の区分及び職務の内容は、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

職の区分	職務の内容
高度業務	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする業務であつて、重要施策又は重要事業の推進に関する業務に従事する。
準高度業務	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする業務に従事する。
専門業務	上司の命を受け、専門的な知識又は経験を必要とする業務に従事する。
教育業務	上司の命を受け、教育に関する専門的な知識又は経験を必要とする業務に従事する。
一般業務	上司の命を受け、業務に従事する。
補助業務	上司の命を受け、補助的な業務に従事する。
管理栄養士	上司の命を受け、管理栄養士としての知識又は経験を必要とする業務に従事する。
栄養士	上司の命を受け、栄養士としての知識又は経験を必要とする

	業務に従事する。
技能労務	上司の命を受け、技能労務に従事する。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認める業務に従事する会計年度任用職員の職の区分及び職務の内容は別に定める。

(任用)

第四条 会計年度任用職員は、職員の任用に関する規則(平成二十八年徳島県人事委員会規則四九)第六十七条第一項第二号の規定に基づき、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により教育委員会が任命する。

2 会計年度任用職員の選考は、口述考査による能力の実証により行うものとし、必要に応じてその他の方法を用いることができるものとする。

3 会計年度任用職員の任用の手続は、教育委員会が別に定める。

4 選考は、公募によることとする。

5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。

- 一 前年度に設置されていた職又は当年度に設置されている職(以下「当該職」という。)に任用されていた者を引き続き当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合
- 二 職の性質から、公募により難いと教育委員会が認める場合

6 前項第一号の規定による公募によらない任用は、法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員については四回、同項第二号に掲げる会計年度任用職員については二回を上限とする。ただし、これにより難いと教育委員会が認める場合は、この限りでない。

7 第五項第一号の規定による公募によらない任用は、口述考査及び当該職におけるその者の勤務成績等に基づく能力の実証の結果が良好である者に限り認めるものとする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 会計年度任用職員の任用その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行の前日に設置された臨時の職及び非常勤の職のうち、施行後に引き続き当該職と同一の職務内容と認められる法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用の職が設置されるもの(以下「制度移行対象職」という。)は、第四条第五項第一号

に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

4 制度移行対象職に任用されている職員が、第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用により会計年度任用職員に任用された場合は、同条第六項に規定する上限の回数から、制度移行対象職として任用された回数を減じたものを上限とする。

徳島県教育委員会規則第二号

徳島県教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則を次のように定める。

令和二年一月七日

徳島県教育委員会教育長 美 馬 持 仁

徳島県教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年徳島県条例第十九号。以下「条例」という。)の規定に基づき、別に定めるものを除くほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の範囲)

第二条 条例第二条第一号の任命権者が定める職員は、教育委員会の事務部に勤務する職員とする。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償)

第三条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償の取扱いについては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和元年徳島県規則第二十五号)の例による。この場合において、同規則第八条第二項中「会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年徳島県規則第二十四号)」とあるのは「徳島県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和二年徳島県教育委員会規則第一号)」とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

徳島県教育委員会規則第三号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則を次のように定める。

令和二年一月七日

徳島県教育委員会教育長 美 馬 持 仁

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年徳島県条例第二十八号。以下「条例」という。)の規定に基づき、別に定めるものを除くほか、会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(会計年度任用学校職員の範囲)

第三条 条例第二条第一号の委員会が定める職員は、徳島県内の公立学校(学校給食法)昭和二十九年法律第六十号)第六条に規定する施設を含む。)の職員のうち、徳島県においてその給与を負担している職員(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号)第一条に規定する技能労務職員を除く。)とする。

(給料表の適用範囲等)

第四条 条例第三条第一項各号に掲げる給料表は、それぞれ当該給料表に対応する別表第一に定める等級別職務区分表(以下「等級別職務区分表」という。)のイの表から二の表までに掲げる職を占める会計年度任用学校職員に適用する。

第五条 条例第三条第二項に規定する給与条例別表第五に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で委員会が定めるものは、等級別職務区分表に定めるとおりとする。

(新たに会計年度任用学校職員となった者の職務の等級)

第六条 新たに会計年度任用学校職員となった者の職務の等級は、その職務に応じて決定するものとする。

(新たに会計年度任用学校職員となった者の号俸)

第七条 新たに会計年度任用学校職員となった者の号俸は、次の各号に掲げる会計年度任用学校職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 次号に掲げる会計年度任用学校職員以外の会計年度任用学校職員 別表第二に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)の初任給欄に定める号俸
- 二 前条の規定により職務の等級を次に掲げる職務の等級に決定された会計年度任用学校職員(以下「特定職員」という。) 常勤職員との均衡及び当該特定職員の有する能力等を考慮して決定する号俸

イ 小学校中学校教育職給料表の二級

ロ 高等学校等教育職給料表の二級

ハ 行政職給料表の二級及び三級

2 その経歴(新たに会計年度任用学校職員となった日の属する年度の前年度の末日以前

の経歴に限る。)について別表第三に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる経験の年数(以下「経験年数」という。)を有する前項第一号に掲げる会計年度任用学校職員の号俸については、同項の規定にかかわらず、第九条に定めるところにより、その者の号俸を同項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。ただし、特に必要があると認められる場合を除き、その者に適用される初任給基準表の上限欄に定める号俸を超える号俸とすることはできない。

(初任給基準表の適用方法)

第八条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職名欄の区分に応じて適用するものとし、特定職員には適用しない。

2 初任給基準表の職名欄の区分は、その者が占める職(徳島県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和二年徳島県教育委員会規則第一号)第三条第一項の表に掲げる職及び同条第二項に規定する職をいう。以下同じ。)に応じて適用する。

(経験年数を有する者の号俸)

第九条 新たに会計年度任用学校職員となつた者のうち経験年数を有する者の号俸は、第七条第一項の規定による号俸の号数に、当該経験年数の月数を三月で除した数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号俸とすることができ。

(フルタイム会計年度任用学校職員の初任給調整手当)

第十条 条例第八条第一項の規定により初任給調整手当を支給するフルタイム会計年度任用学校職員は、高等学校等教育職給料表の適用を受ける準高度業務の職に採用されたフルタイム会計年度任用学校職員(委員会が指定する者に限る。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第八条第一項の規定により初任給調整手当を支給されていた期間(条例第十四条の規定により初任給の調整に係る報酬を支給されていた期間を含む。)が通算して三十五年に達しているフルタイム会計年度任用学校職員には、初任給調整手当は支給しない。

3 初任給調整手当の支給期間は一年とし、その月額額は三万三千元とする。

(フルタイム会計年度任用学校職員の期末手当)

第十一条 期末手当の支給を受けるフルタイム会計年度任用学校職員は、条例第十条第一項に規定するそれぞれの基準日に在職する同項に規定するフルタイム会計年度任用学校職員(同条第五項の規定によりその例によることとされる給与条例第十五条の二第一項各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる会計年度任用学校職員以外の会計年度任用学校職員とする。

一 無給休職者(法第二十八条第二項第一号又は職員の分限に関する条例(昭和四十年徳島県条例第十八号)第二条の規定に該当して休職にされている会計年度任用学校職員のうち、給与の支給を受けていないものをいう。)

二 刑事休職者(法第二十八条第二項第二号の規定に該当して休職にされている会計年度任用学校職員をいう。)

三 停職者(法第二十九条の規定により停職にされている会計年度任用学校職員をいう。)

四 専従休職者（法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けている会計年度任用学校職員をいう。）

五 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）の規定により育児休業をしている会計年度任用学校職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）第七条第一項に規定する職員以外のもの

第十二条 条例第十条第二項の会計年度任用学校職員としての任期は、会計年度任用学校職員としての任期のうち、次に掲げるものとする。

一 基準日を含む任期（当該任期が法第二十二条の二第四項の規定により更新されたものである場合は、その更新前の任期を含む。次号及び次項において同じ。）

二 前号に掲げる任期に連続する任期（勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められたその者の一週間当たりの勤務時間（以下単に「一週間当たりの勤務時間」という。）が十五時間三十分未満であるパートタイム会計年度任用学校職員としての任期を除く。）

2 条例第十条第三項の会計年度任用学校職員としての任期は、会計年度任用学校職員としての任期のうち、一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるパートタイム会計年度任用学校職員としての任期以外の任期とする。

3 会計年度任用学校職員がその任期の満了前に退職した場合における第一項第二号及び前項に定める会計年度任用学校職員としての任期については、その退職の日を当該任期の末日とする。

4 条例第十条第二項及び第三項の規定を適用する場合には、法第二十二条の二第一項に規定する職員（他の地方公共団体の職員を除く。）としての任期は、それぞれ条例第十条第二項及び第三項に規定する会計年度任用学校職員としての任期とみなす。

第十三条 条例第十条第五項の規定によりその例によることとされる給与条例第十五条第二項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
一 一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるパートタイム会計年度任用学校職員として在職した期間については、その全期間

二 第十一条第三号及び第四号に掲げる会計年度任用学校職員として在職した期間については、その全期間

三 育児休業法第二条の規定により育児休業をしている会計年度任用学校職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である会計年度任用学校職員を除く。）として在職した期間については、その二分の一の期間

四 休職にされていた期間については、その二分の一の期間

3 条例第十一条の規定によりその例によることとされる給与条例第十六条第一項の規定の適用を受ける会計年度任用学校職員及び同条第二項ただし書の規定の適用を受ける会計年度任用学校職員であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。

第十四条 基準日以前六箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が条例の適用を受

ける職員となつた場合は、その期間内において当該各号に掲げるそれらの者として在職した期間を前条第一項の在職期間に算入する。

一 給与条例の適用を受ける職員

二 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の適用を受ける職員

三 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）の適用を受ける職員

四 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の適用を受ける職員

五 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第三十号）の適用を受ける職員

六 知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の適用を受ける職員

七 教育長の給与その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和四十年徳島県条例第三十四号）の適用を受ける職員

八 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）の適用を受ける職員

九 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）の適用を受ける職員

十 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の適用を受ける職員

十一 その他委員会が必要と認める者

2 基準日以前六箇月以内の期間において、前項各号に掲げる者が給与条例第十五条第一項後段若しくは第十六条第六項、職員の給与に関する条例第十一条第一項後段若しくは第十二条第六項、徳島県地方警察職員の給与に関する条例第十八条第一項後段若しくは第十九条第六項又は技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第九条後段（これらの規定の例による場合を含む。）の規定により期末手当の支給を受けた場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる者として在職した期間は、前条第一項の在職期間に算入しない。

3 第一項の在職した期間の算定については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第十五条 条例第十条第一項に規定する期末手当の支給日については、学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年徳島県人事委員会規則六 二四）第二十八条の規定を準用する。

（フルタイム会計年度任用学校職員の給与の減額）

第十六条 条例第十二条に規定するフルタイム会計年度任用学校職員の給与の減額の基礎となる時間数は、その給料の計算期間において勤務しなかつた全時間数を合計したものとす。この場合において、一時間未満の端数を生じたときは、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときはこれを切り捨てる。

（パートタイム会計年度任用学校職員の初任給の調整等に係る報酬）

第十七条 条例第十四条の規定により加算することができるパートタイム会計年度任用学校職員の初任給の調整等に係る報酬（以下「初任給調整等報酬」という。）の額は、当

該職員がフルタイム会計年度任用学校職員として採用されたものとしたならば条例第八条又は第九条の規定により支給されることとなる初任給調整手当又は義務教育等教員特別手当の月額を条例第十三条に規定する基準月額とみなして、パートタイム会計年度任用学校職員の区分に応じ、それぞれ同条第一項から第三項までの規定の例により算出した額とする。

2 初任給調整等報酬は、条例第十三条の規定による報酬の支給方法に準じて支給する。

3 初任給調整等報酬は、パートタイム会計年度任用学校職員の報酬が条例第二十一条の規定により減額される場合においても減額されないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、初任給調整等報酬の支給については、フルタイム会計年度任用学校職員に対する初任給調整手当又は義務教育等教員特別手当の支給の例による。

（パートタイム会計年度任用学校職員の特殊勤務に係る報酬）

第十八条 条例第十五条の規定により特殊勤務に係る報酬（以下この条において「特殊勤務報酬」という。）を支給することができるパートタイム会計年度任用学校職員の範囲及び額については、徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年徳島県条例第四十五号）に定める特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲及び額の例による。

2 特殊勤務報酬の支給日は、第三十条第二項の規定の例による。

3 前二項に定めるもののほか、特殊勤務報酬の支給については、フルタイム会計年度任用学校職員に対する特殊勤務手当の支給の例による。

（パートタイム会計年度任用学校職員の宿直又は日直の勤務に係る報酬）

第十九条 条例第十六条の規定により支給することができるパートタイム会計年度任用学校職員の宿直又は日直の勤務に係る報酬（以下この条において「宿直直報酬」という。）

（の支給額等については、給与条例第十二条及び徳島県教育委員会の採用に係る職員の宿直直手当の額に関する規則（昭和三十五年徳島県教育委員会規則第五号）第二条の規定の例による。

2 宿直直報酬の支給日は、第三十条第二項の規定の例による。

（パートタイム会計年度任用学校職員の超過勤務等に係る報酬）

第二十条 条例第十七条及び第十八条の規定による報酬の支給日は、第三十条第二項の規定の例による。

2 条例及び前項に定めるもののほか、条例第十七条及び第十八条の規定による報酬の支給については、常勤職員に対する超過勤務手当及び休日給の支給の例による。

（パートタイム会計年度任用学校職員の期末手当）

第二十一条 条例第十九条の委員会が定める者は、一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるパートタイム会計年度任用学校職員とする。

第二十二条 条例第十九条において読み替えて準用する条例第十条第四項の期末手当基礎額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用学校職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 月によって報酬の額が定められているパートタイム会計年度任用学校職員 基準日

現在における条例第十三条第一項の規定による報酬の額

二 日によって報酬の額が定められているパートタイム会計年度任用学校職員 基準日

現在における条例第十三条第二項の規定による報酬の額に、勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められたその者の一週間当たりの勤務日数（以下単に「一週間当たり勤務日数」という。）に五十二を乗じて得た日数を乗じ、その額を十二で除して得た額

三 時間によつて報酬の額が定められているパートタイム会計年度任用学校職員 基準日現在における条例第十三条第三項の規定による報酬の額に、一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じて得た時間を乗じ、その額を十二で除して得た額

第二十三条 第十一条から第十五条までの規定は、パートタイム会計年度任用学校職員の期末手当について準用する。この場合において、第十一条中「第十条第一項」とあるのは「第十九条において準用する条例第十条第一項」と、「同項に規定するフルタイム会計年度任用学校職員」とあるのは「条例第十九条に規定するパートタイム会計年度任用学校職員」と、「同条第五項」とあるのは「条例第十九条において準用する条例第十条第五項」と、第十二条第一項中「第十条第二項」とあるのは「第十九条において準用する条例第十条第二項」と、同条第二項中「第十条第三項」とあるのは「第十九条において準用する条例第十条第三項」と、同条第四項中「第十条第二項及び第三項」とあるのは「第十九条において準用する条例第十条第五項」と、同条第五項中「第十一条」とあるのは「第二十条において準用する条例第十一条」と、第十五条中「第十条第一項」とあるのは「第十九条において準用する条例第十条第一項」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用学校職員の報酬の減額）

第二十四条 第十六条の規定は、条例第二十一条に規定するパートタイム会計年度任用学校職員の報酬の減額の基礎となる時間数について準用する。

（パートタイム会計年度任用学校職員の通勤に要する費用の費用弁償）

第二十五条 条例第二十三条第一項の規定によりその例によることとされる条例第六条の規定によりその例によることとされる給与と条例第十一条第二項第二号の規定の適用については、同号中「（再任用短時間勤務学校職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数 を考慮して人事委員会規則で定める学校職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）」とあるのは、「に一週間当たりの勤務日数を五で除して得た数を乗じて得た額」とする。

第二十六条 前条及び次条に定めるもののほか、条例第二十三条第一項の規定による費用弁償（以下「通勤費用弁償」という。）の支給については、通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年徳島県人事委員会規則六 一七）（第八条の二、第十六条の二から第十七条の三まで及び第十七条の四第二項を除く。）の規定の例による。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項 第一号	職員
	パートタイム会計年度任用学校職員（一週間当たりの勤務日数が三日以上又は一週間当たりの

		勤務時間が十五時間三十分以上である者に限る。）
<p>第八条第一項 第一号</p>	<p>交替制勤務に従事する職員等で平均一箇月当たりの通勤所要回数のないもの（以下「交代制勤務者等」という。）</p>	<p>パートタイム会計年度任用学校職員</p>
<p>第八条第一項 第二号</p>	<p>交替制勤務者等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分</p>	<p>パートタイム会計年度任用学校職員にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分（一週間当たりの勤務日数に五十二を乗じ、その数を十二で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）の回数分をいう。）</p>

第二十七条 通勤費用弁償の支給日は、第三十条第二項の規定の例による。ただし、当該支給日までに届出（前条の規定によりその例によることとされる通勤手当の支給に関する規則第三条の規定による届出をいう。次項において同じ。）に係る事実が確認できない等のため、当該支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるとがである。

2 通勤費用弁償の支給は、パートタイム会計年度任用学校職員が新たに条例第二十三条第一項の規定の適用を受けるパートタイム会計年度任用学校職員（以下「通勤費用弁償支給職員」という。）たる要件を具備するに至った日から開始する。ただし、当該支給について、届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日から支給を開始するものとする。

3 通勤費用弁償の支給は、通勤費用弁償が支給されているパートタイム会計年度任用学校職員が離職し、又は死亡した場合にはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日を、通勤費用弁償支給職員たる要件を欠くに至った場合にはその事実の生じた日をもって終了する。

4 通勤費用弁償が支給されているパートタイム会計年度任用学校職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合には、その事実の生じた日から支給額を改定する。第二項ただし書の規定は、通勤費用弁償の額が増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

5 第三十条第五項の規定は、第二項の規定により通勤費用弁償の支給を開始する場合、第三項の規定により通勤費用弁償の支給を終了する場合、前項の規定により通勤費用弁償の支給額を改定する場合並びに次項の規定により通勤費用弁償の支給を停止し、及び再開する場合に準用する。この場合において、同条第五項中「給与期間」とあるのは、「月」と読み替えるものとする。

6 パートタイム会計年度任用学校職員が法第二十八条第二項若しくは職員の分限に関する条例第二条の規定により休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、又は法第二十九条の規定により停職にされたときは、これらの期間中、通勤費用弁償を支給しない。

(パートタイム会計年度任用学校職員の旅費の費用弁償)

第二十八条 パートタイム会計年度任用学校職員の旅費の費用弁償の支給については、職員の旅費に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第九号)の適用を受ける職員の旅費の支給の例による。

(会計年度任用学校職員の給料等の支給方法)

第二十九条 条例及びこの規則に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用学校職員の給料等の支給については、常勤職員の給料等の支給の例による。

第三十条 パートタイム会計年度任用学校職員の報酬(条例第十三条の規定による報酬に限る。以下この条において同じ。)の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の一日から末日までとする。

2 給与期間の報酬の支給日(以下「支給定日」という。)は、当該給与期間が属する月の翌月の十五日とする。ただし、その日が県の休日(徳島県の休日を定める条例(平成元年徳島県条例第三号)第一条第一項各号に掲げる日)をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い県の休日でない日を支給定日とする。

3 パートタイム会計年度任用学校職員には、学校職員の給料等の支給に関する規則第三条の規定の例により報酬を支給することができる。

4 月によって報酬の額が定められているパートタイム会計年度任用学校職員には、新たにパートタイム会計年度任用学校職員となった日から報酬を支給し、離職した日(死亡したときは、その月)まで報酬を支給する。

5 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬は、その給与期間の現日数を基礎とした日割りによる計算(以下「日割り計算」という。)により支給する。

6 月によって報酬の額が定められているパートタイム会計年度任用学校職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の報酬は、日割り計算により支給する。

一 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

二 専従許可を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合

三 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

四 育児休業法第二条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了(育児休業法第五条に規定する失効等を含む。)により職務に復帰した場合

(端数計算)

第三十一条 次に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

一 条例第十条第四項に規定する地域手当の月額

二 条例第十条第四項の規定によるフルタイム会計年度任用学校職員の期末手当基礎額

三 条例第十三条の規定によるパートタイム会計年度任用学校職員の報酬の額

四 第十七条第一項の規定によるパートタイム会計年度任用学校職員の初任給調整等報酬の額

五 第二十二条の規定によるパートタイム会計年度任用学校職員の期末手当基礎額

(会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償の例外)

第三十二条 等級別職務区分表の職名欄にその者が占める職が定められていない会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償の取扱いについては、条例第二十五条の規定に基づき委員会が別に定める。

(この規則により難しい場合の措置)

第三十三条 特別の事情によりこの規則の規定にすることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別段の取扱いをすることができ。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(新たに会計年度任用学校職員となった者の号俸に関する特例)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日において徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例(令和元年徳島県条例第二十七号)(の規定による改正前の給与条例第二条第二項に規定する臨時の学校職員(以下「旧臨時職員」という。))又は特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十四年徳島県条例第五号)(第一条に規定する特別職の職員(以下「特別職の職員」という。))として在職していた者であつて、施行日以後に会計年度任用学校職員となったものの号俸については、その者が旧臨時職員又は特別職の職員として受けていた給与又は報酬の水準に鑑みて委員会が特に必要と認めるときは、第七条から第九条までの規定にかかわらず、その者の号俸を決定することができる。

(令和二年六月に支給する期末手当に関する特例)

3 令和二年六月に支給する期末手当に係る第十四条第一項の在職した期間の算定については、基準日以前六箇月以内の期間において旧臨時職員(委員会がこれに相当すると認める者を含む。))として在職した期間を除外する。

別表第一 等級別職務区分表（第四条，第五条関係）

イ 小学校中学校教育職給料表等級別職務区分表

職務の等級	職名
1 級	教育業務
2 級	準高度業務

ロ 高等学校等教育職給料表等級別職務区分表

職務の等級	職名
1 級	教育業務
2 級	準高度業務

ハ 行政職給料表等級別職務区分表

職務の等級	職名
1 級	専門業務
	一般業務
	補助業務
2 級	準高度業務（他の等級別職務区分表の適用を受ける者を除く。）
3 級	高度業務

二 医療職給料表等級別職務区分表

職務の等級	職名
1 級	管理栄養士
	栄養士

別表第二 初任給基準表（第七条関係）

イ 小学校中学校教育職給料表初任給基準表

職名	初任給	上限
教育業務	1級9号俸	1級21号俸

ロ 高等学校等教育職給料表初任給基準表

職名	初任給	上限
教育業務	1級9号俸	1級21号俸

ハ 行政職給料表初任給基準表

職名	初任給	上限
専門業務	1級21号俸	1級33号俸
一般業務	1級5号俸	1級17号俸
補助業務	1級1号俸	1級5号俸

備考 委員会が特に必要と認める者にこの表を適用する場合は、その者に適用される同表の初任給欄及び上限欄に定める号俸の号数に四を加えて得た数を号数とする号俸をもって、それぞれ同欄の号俸とすることができる。

ニ 医療職給料表初任給基準表

職名	初任給	上限
管理栄養士	1級19号俸	1級31号俸
栄養士	1級11号俸	1級23号俸

別表第三 経験年数換算表（第七条関係）

経歴		換算率
会計年度任用学校職員としての在職期間	フルタイム会計年度任用学校職員として同種の職務に従事した期間	100 / 100
	パートタイム会計年度任用学校職員として同種の職務に従事した期間	100 / 100以下
	会計年度任用学校職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100 / 100以下
その他の期間	会計年度任用学校職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100 / 100以下

徳島県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年一月七日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程（昭和五十年徳島県選挙管理委員会告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和二年一月七日から施行する。

徳島県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年一月七日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成二十二年徳島県選挙管理委員会告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和二年一月七日から施行する。

徳島海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり殻長十センチメートル以下のあわび（くろあわびを除く。）の採捕を禁止する。

令和二年一月七日

徳島海区漁業調整委員会会長 岡 本 彰

一 禁止区域

徳島海区（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）

二 禁止期間

令和二年二月一日から同年九月三十日まで

三 適用除外

この指示は、次に掲げる場合は、適用しない。

- 1 第一種共同漁業権又はこれに係る入漁権に基づき種苗として採捕する場合
- 2 試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗の供給のための採捕であつて、あらかじめ徳島海区漁業調整委員会の承認を得た場合

四 有効期間

この指示の有効期間は、令和二年一月七日から同年九月三十日までとする。